の主任技術者又は監理技術者が上記⑹に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

元請として完成した上記⑹に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）前記１）の資格及び２）の施工経験を有する専任指導者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は下記⒜又は⒝の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記⒜又は⒝に掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。

⒜　前記２）の要件を満たす者。

⒝　令和元年度以降に、国土交通省の北陸を含む８地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者若しくは現場代理人としての施工経験があること（配置予定の主任（監理）技術者の代要件）。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。）の１／２以上に従事していること。また、当該施工経験の工事の評定点が65点未満のものを除く。

５）本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

⑽　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑾　上記１⑴に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒁　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記５⑶の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。）。

⒂　提出された技術提案が適正であること。

⒃　入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記５⑵４）に指定する方法で交付を受けた者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

⒜　品質確保の実効性

⒝　施工体制確保の確実性

２）技術提案

⒜　放流設備据付における施工上の工夫について

⒝　放流設備据付における品質確保の工夫について

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）、２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

２）上記１）において、評価値が最も高い者が２人以上いるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決定する。

４　実施上の留意事項

⑴　提出された資料について、電話によるヒアリングを行うことがある。

⑵　実際の施工に際しては、適正とされ、技術提案採否結果通知書に通知された技術提案に基づく施工計画により施工し、入札時に記載した「技術提案」以上の施工を行うものとする。

受注者の責めにより、入札時に記載した「技術提案」以上の施工が行われない場合は、以下の取扱いを行う。

なお、当初想定していた条件以外の事象が生じ、事前に提出し適正とされ、技術提案採否結果通知書に通知された技術提案に基づく施工計画による施工ができなくなった場合の取り扱いについては、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

１）工事成績評定点の減点措置

２）違約金の徴収

⑶　競争参加確認通知については、令和７年３月10日までに電子入札システムにて通知する。ただし、書面により提出されたものに対しては書面により通知する。

⑷　技術提案に係る施工方法等の提案の採否については、令和７年３月10日までに電子入札システムにて通知する。その際、技術提案が適正とされなかった場合はその理由を付して通知する。

５　入札手続等

⑴　担当部局　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課契約係　電話025―280―8880（代表）内線2528

⑵　入札説明書等の交付期間　入札説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については下記１）のアドレスを参照のこと（マニュアルのリンク先がある。）。

なお、書面による交付を希望する場合は、下記２）に電話又は電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は着信確認を行うこと。

１）アドレス：https://www.e-bisc.go.jp/

２）交付場所：北陸地方整備局総務部契約課契約係　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　電話025―280―8880（代表）内線2528

電子メール keiyaku-koujigyoumu@hrr.mlit.go.jp

３）交付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」⑴のとおり。

４）書面による交付方法：上記３）の期間内に必着で、切手を貼付した返信用封筒及びＣＤ等を同封し、上記２）へ郵送又は託送すること。ＣＤ等に複製したものを折り返し託送する（窓口交付は行わない。）。